

平成 16 年 1 月 26 日

各 位

東京都新宿区高田馬場二丁目 18 番 6 号
株 式 会 社ワイズテーブルコーポレーション
代 表 取 締 役 社 長 金 山 精 三 郎
(コード番号：2798)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 庄 司 靖
(03 - 3200 - 4655)

公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 16 年 1 月 26 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズ市場
への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいた
します。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|--|--|
| (1) 発行新株式の
種類及び数 | 普通株式 600 株 |
| (2) 発行価額 | 未 定 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、UFJつばさ証券株式会社、HSBC証券会社東京支店、
大和証券エスエムビーシー株式会社、東洋証券株式会社、イー・トレード
証券株式会社、SMBCFriend証券株式会社、新光証券株式会社に
全株式を買取引受させる。
なお、一般募集における価格（発行価格）は、今後の取締役会において
決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて
需要状況等を勘案した上で、平成 16 年 2 月 18 日（水曜日）（価格決定
日）に決定するものとする。
ただし、発行価格決定の際に同時に決定される引受価額が発行価額を下
回る場合、新株の発行を中止するものとする。 |
| (4) 払込取扱場所 | 株式会社UFJ銀行 高田馬場支店
株式会社みずほ銀行 東京支店
株式会社三井住友銀行 渋谷支店 |
| (5) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集による発行価
格から引受人より当社に払込まれる金額である引受価額を差し引いた
額の総額を引受人の手取金とする |
| (6) 申込期日 | 平成 16 年 2 月 26 日（木曜日） |
| (7) 払込期日 | 平成 16 年 2 月 29 日（日曜日） |
| (8) 配当起算日 | 平成 16 年 3 月 1 日（月曜日） |
| (9) 証券会社申込
受付期間 | 平成 16 年 2 月 20 日（金曜日）から
平成 16 年 2 月 25 日（水曜日）まで |
| (10) 申込株数単位 | 1 株 |
| (11) 株券交付日 | 平成 16 年 3 月 1 日（月曜日） |
| (12) 発行価額、発行価額中資本に組み入れない額、その他この新株式発行に必要な事項は、今後
の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）について

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 600 株
- (2) 売 出 価 格 未定(売出価格は上記1.における新株式の発行価格と同一とする。)
- (3) 売 出 方 法 U F J つばさ証券株式会社に全株式を買取引受させる。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合は、株式売出しも中止する。
- (4) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (6) 株 券 受 渡 期 日 平成16年3月1日（月曜日）
- (7) 売出価格、その他この売出しに必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）について

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 180 株
- (2) 売 出 価 格 未定(売出価格は上記2.における売出価格と同一とする。)
- (3) 売 出 方 法 U F J つばさ証券株式会社が当社株主から180株を上限として賃借する当社普通株式の売出しを行う。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合は、株式売出しも中止する。
- (4) 申 込 期 間 上記2.における申込期間と同一とする。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記2.における申込株数単位と同一とする。
- (6) 株 券 受 渡 期 日 平成16年3月1日（月曜日）
- (7) 売出価格、その他この売出しに必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当増資による新株式発行について

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 180 株
- (2) 発 行 価 額 未定(公募新株式の発行価額と同一とする。)
- (3) 割 当 先 U F J つばさ証券株式会社 180 株
及 び 株 式 数
- (4) 申 込 期 日 平成16年3月30日（火曜日）
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記2.における申込株数単位と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成16年3月31日（水曜日）
- (7) 株 券 交 付 日 平成16年4月1日（木曜日）
- (8) 配 当 起 算 日 平成16年3月1日（月曜日）
- (9) 発行価額、発行価額中資本に組み入れない額、その他この第三者割当増資による新株式発行に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	600株
売出株式数	普通株式	
	引受人の買取引受による売出し	600株
	オーバーアロットメントによる売出し	上限180株(1)

(2) 需要申告期間 平成16年2月10日(火曜日)から

平成16年2月17日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成16年2月18日(水曜日)

(一般募集における価格(発行価格及び売出価格)は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集期間 平成16年2月20日(金曜日)から

平成16年2月25日(水曜日)まで

(5) 払込期日 平成16年2月29日(日曜日)

(6) 配当起算日 平成16年3月1日(月曜日)

(7) 受渡期日 平成16年3月1日(月曜日)

(1) オーバーアロットメントによる売出しは、公募及び売出しに伴い、投資家の需要状況を勘案し、UFJつばさ証券株式会社が当社株主から180株を上限として貸借する当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成16年1月26日開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とする当社普通株式180株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成16年3月31日を払込期日として行うことを決議しております。

また、UFJつばさ証券株式会社は、上場(売買開始)予定日(平成16年3月1日)から平成16年3月26日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借した株式(以下「賃借株式」という。)の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、UFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引に係る賃借株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、UFJつばさ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,880株
公募増資による増加株式数	600株
増資後の発行済株式総数	6,480株

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 192,000 千円については、店舗の新設に全額充当する予定です。

4. 株主への利益配分等

当社は設立間もなく、事業基盤を早急に固めることを優先させていたため設立以降現在に至るまで利益配当を実施しておりません。なお、今後につきましては、新規出店、新業態開発等の資金の確保のため内部留保を重視していく方針であります。株主への利益配当も重要な経営課題と認識しており、経営成績および財政状態を勘案しつつ利益配当も検討してまいります。

5. 販売の基本方針

販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格もしくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。